「技 術」

日本において行うことができる活動内容等

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(在留資格「教授」,「投資・経営」,「医療」,「研究」,「教育」,「企 業内転勤」及び「興行」に係る活動を除く。)。該当例としては、機械工学等の技術者など。

提出資料

カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4		
0		前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調素合計表が提出された団体・個人(カ	左のいずれにも該当しない団体・個人		
	工。2/41/1/2 開始 (4/4/2 国 任 間)(7 · 7 2 E/M ()			
0 4 17 17 18 9 1					
6 特別認可法人					
⑦ 国・地方公共団体認可の公益法人					
(特別民法法人)					
⑧ ①から⑦に掲げるもののほか法人税法					
別表第1に掲げる公共法人					
[共通]					
1 在留資格認定証明書交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通					
*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。					
2 写真(縦 4cm×横 3cm)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 葉					
* 申請前6ヶ月以内に正面から撮影	された無帽、無背景で鮮明なもの。				
* 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。					
3 返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、380円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの・・・・・・・1通					
4 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜					
カテゴリー1: 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)					
主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書(写し)					
5 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料					
労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を					
する文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通					
役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録(報酬委員会が設置され					
いる会社にあっては同安貞会の議事録)の与し・・・・・・・・・・ 1 連 ③外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合					
地位(担当業務),期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書・・・・1通					
	(1)申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履				
	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 本邦又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人 ⑥ 特別認可法人 ⑦ 国・地方公共団体認可の公益法人 (特別民法法人) ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか法人税法 別表第1に掲げる公共法人 [共通] 1 在留資格認定証明書交付申請書・・・ *地方入国管理官署において、用紙を用 2 写真(縦4cm×横3cm)・・・・・・ * 申請前6ヶ月以内に正面から撮影 * 写真の裏面に申請人の氏名を記載 3 返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上 4 上記カテゴリーのいずれかに該当するこカテゴリー1: 四季報の写し又は日本主務官庁から設立の記	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 本邦又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人 ⑥ 特別認可法人 ⑦ 国・地方公共団体認可の公益法人 (特別民法法人) ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか法人税法 別表第1に掲げる公共法人 【共通】 1 在留資格認定証明書交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 本用又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人 ⑥ 特別認可法人 ⑥ 特別限法法人 ⑥ 特別限法法人 ⑥ 特別限法法人 ⑥ 特別限法法人 ⑥ 対から⑦に掲げるもののほか法人税法 別表第1に掲げる公共法人 ② むから⑦に掲げるもののほか法人税法 別表第1に掲げる公共法人 ② 野真(縦 4cm×横 3cm)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通		
	(2)学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書		
	①大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。なお、DOEACC 制度の		
	資格保有者の場合は、DOEACC 資格の認定証(レベル「A」、「B」又は「C」に限る。)・・・・1通		
	②在職証明書等で、関連する業務に従事した期間を証明する文書(大学、高等専門学校、高等学校又		
	は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学		
	校からの証明書を含む。)・・・・・・・・・・・・・・1通		
	③ I T技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」に関する試験又は資		
	格の合格証書又は資格証書・・・・・・・・・・・・・・1 通		
	7 業務内容を明らかにする次のいずれかの資料		
	①勤務先等の沿革、役員、組織、業務内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案		
	内書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通		
	②その他の勤務先等の作成した上記①に準ずる文書・・・・・・1 通		
	③登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・1 通		
	8 直近の年度の決算文書の写し	8 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画	
	········1通	書・・・・・・1通	
		9 前年度分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を	
		提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料	
		(1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合	
		外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収	
		を要しないことを明らかにする資料・・・・・・1通	
		(2)上記(1)を除く機関の場合	
		①給与支払事務所等の開設届出書の写し・・・・・1 通	
		②次のいずれかの資料	
		ア 直近 3 ヶ月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計	
		算書 (領収日付印のあるものの写し)・・・・1通	
		イ 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けているこ	
		とを明らかにする資料・・・・・・・1通	

* 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

** 身分を証する文書 (会社の身分証明書等)・・・・・・・提示

上記については、代理人、申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留 意 事 項

- 1 在留資格認定証明書に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ((http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html)の「各種手続案内」をご覧下さい。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。